

**公立大学法人福井県立大学
中期計画**

平成25年4月

I 中期計画の期間

中期計画の期間は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間とする。

II 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育の内容に関する目標を達成するための措置

① 基本的・普遍的な能力と専門的知識・技術力の養成

- ・ 高度な専門的知識・技術力を取得させるため、基礎学力が不足する学生への補充教育を強化する。〔目標 平成27年度から実施〕
- ・ 放送大学との単位互換などにより、本学学生に幅広い教養教育の機会を提供する。
- ・ JABEE 認定プログラムを通じて、基本的な専門的知識・技術力を養成する。
- ・ ビジネスコンテストなどへの参加を通じて、実践的能力の向上を目指す。
- ・ 小浜キャンパスの学生に対する教養教育の充実に努める。

② 課題発見能力・問題解決能力の涵養

- ・ 地域や企業が抱える課題などについて、現場から学ぶ授業を拡大する。
〔目標 平成26年度から実施〕

③ 質の高い語学教育の実施と英語力（語学力）向上への取り組み強化

- ・ 一般教育のゼミ、経済関連科目等において、英語を取り入れた講義を充実する。
〔目標 平成26年度から実施〕
- ・ 学生の英語によるプレゼンテーション大会などを企画する。
- ・ World Cafe や Ocean's X と県内他大学の語学センターとの間でインストラクターの相互派遣等を行い、英語に触れる環境を充実する。
- ・ 特別選抜入試における TOEIC の活用を進める。
- ・ 一般選抜入試における語学科目のあり方を検討する。
- ・ 英語科目等での TOEIC の活用促進、TOEIC スコアアップのための e ラーニングシステムの導入、学内での TOEIC (IP) テストの実施、海外研修参加者への TOEIC 受験奨励、World Cafe インストラクターによるビジネス英会話教室を行う。
〔目標 TOEIC 受験者 100 人/年、受験者の半数が 600 点超〕

④ アジアに視線を向けた教育

- ・ ゼミ等でアジアの現場で行う国際交流・協力活動を大学として組織的に支援する。
- ・ 学生の国際感覚を涵養するため、アジア等の海外でのインターンシップを企画する。

⑤ 高度実践看護師の養成の検討

- ・ 学部教育において在宅看護に関する講義・実習を充実する。
- ・ 地域の看護を担う高度な看護師の養成に関する調査検討を行う。

2 教育の実施体制の強化に関する目標を達成するための措置

⑥ 教員の教育力の向上

- ・ 学生の理解度を把握するための試みを導入し、授業の改善を行う。
〔目標 平成 26 年度から実施〕
- ・ FD 活動の結果を公表し、授業のさらなる改善を促す。
- ・ 学生や教員の意見を組み入れて授業評価制度を改善する。
- ・ 教員懇談会を定期的で開催し、情報と教育手法の共有化を通じ、教育に関する教員の連携を強化する。

⑦ 大学コンソーシアムの設立の検討

- ・ 大学連携リーグのコンソーシアム化に向けて加盟大学等間のコンセンサスを形成する。
- ・ コンソーシアム化に向けた準備作業に着手する。
- ・ コンソーシアムの事業内容について具体的に検討するとともに、それと関連させて連携強化策の具体化を図る。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 自主的な学習の支援

⑧ オナーズプログラム取得の促進

- ・ 大学院入試への反映、就職活動への利用などを通じ、オナーズプログラム取得を促進する。

⑨ 語学の自学自習のための環境整備

- ・ World Café や Ocean's X に eラーニングシステムを導入する。
- ・ World Café や Ocean's X のインストラクターによる英会話教室を開催する。

⑩ 外国人留学生の日本語学習支援

- ・ 支援対象者の拡大や期間の延長など、チューター制度の充実を図る。
- ・ 日本語授業の充実を図る。

(2) 就職の支援

⑪ キャリア形成・高い就職率の維持・向上

- ・ 県内企業との個別就職面接会や県内企業に就職した卒業生による企業説明会の開催頻度を増やす。
〔目標 個別就職面接会 20 回/年、卒業生による企業説明会 10 回/年〕
- ・ 県内のインターンシップ受入企業等を開拓し、インターンシップ参加を促進する。
〔目標 インターンシップ参加者 100 人/年〕
- ・ キャリアセンターと各部局との連携強化により、学部、大学院それぞれに適した就職支援を実施する。
- ・ 卒業生および修了生の離職状況などの調査を行い、職場定着や離職防止の指導に活用する。
- ・ アジアに進出している県内企業との連携を図るなど、海外でのインターンシップを企画する。
- ・ キャリアセンターの既卒者支援機能を強化する。

(3) 学生生活の幅広い支援

⑫ 修学・生活支援

- ・ ワンストップ窓口の設置など学生支援窓口の整備を進めるとともに、障害学生の総合的支援体制の充実強化を図る。
- ・ 学生が元気で充実した学生生活を送ることができるよう学生生活の実態およびニーズおよび意見を把握し、的確に支援する。
- ・ 学生食堂改善のための委員会を設置し、利用者の意見に基づき、サービスの内容を改善する。
- ・ サークル活動等学生の自主的な活動に対し、支援を行う。

⑬ ボランティア活動の促進

- ・ ボランティア活動指針の見直しや支援体制の充実により、ボランティア活動のための環境を整備する。
- ・ ボランティア関連のクラブ・サークルの活動を支援する。

Ⅲ 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準の向上

⑭ 国際的水準にある研究や先端的研究の推進

- ・ 自由な発想の下、独創的な研究の一層の発展を目指す。
- ・ 研究費の適正な配分や研究環境の改善・整備などにより、国際的水準にある研究や先端的研究の推進を支援する。
- ・ 特徴ある研究分野を選定し、その研究活動をより活性化するためのプロジェクトを設定する。
- ・ 大学院を活性化するための諸施策を検討し、研究活動の進展に繋げる。
- ・ 研究成果の公表への支援や、メディアへの PR 活動の強化を図る。

⑮ 県民が誇りを持てる特色ある研究の推進と地域社会への貢献

- ・ 県民の誇りにつながるような質の高い基礎および応用研究を幅広く展開し、発信する。
- ・ 県民や関係団体・業界などとの交流の場を一層緊密にし、地域で抱える問題や研究課題などを掘り起こす。
- ・ 研究費の適正な配分や研究環境の改善・整備などにより、地域社会に貢献できる研究の推進を支援するとともに、その成果を積極的に発信する。
- ・ 各学部は、以下のような地域に密着した具体的研究課題に挑戦する。

【経済学部】

- ・ 福井の地域性を生かした福井企業モデル（福井経営モデル）の解明
- ・ 福井の地域性を生かしたものづくりの伝統の解明

【生物資源学部】

- ・ 福井県産農作物・食素材および加工品に関する研究
- ・ 産学官連携型バイオインキュベーションに貢献する開発研究
- ・ 福井県の有用植物資源の開発と持続的利用に関する研究 など

【海洋生物資源学部】

- ・ 福井県の沿岸、海洋環境の特性解明と保全・水利用にかかわる研究
- ・ 福井県における増養殖技術開発に関する研究
- ・ 福井県産水産資源の有効利用に関する研究
- ・ 福井県水産資源の生産から流通、消費に至る仕組みの研究と地域振興に関する研究
- ・ 福井県の自然環境と生物の保護育成に関する研究 など

【看護福祉学部】

- ・福井県のボランティア活動・市民活動に関する研究
- ・福井県の健康長寿要因に関する研究 –アジアにおける国際比較
- ・福井県における依存症治療・支援の実践に関する研究
- ・福井県における視覚障害者・発達障害者への情報支援を進める基盤強化の研究

⑯ 教員評価の研究費への反映

教員評価の結果を研究費の配分に反映させる。〔目標 平成 25 年度試行〕

2 研究実施体制の強化に関する目標を達成するための措置

⑰ 研究活動の活性化のための体制強化

- ・研究実施体制の強化について十分検討し、県立大学全体や各部局の状況に見合ったプロジェクトコーディネーターやサポータースタッフ制度の構築を図る。

⑱ 産官学連携の推進

- ・学内研究資源と関連する業界、公的機関等との交流や成果発表の場を設け、業界ニーズの把握、研究情報等の提供を通じ、連携を推進する。
- ・大学の知的資源をシーズ集として積極的に公開し、自治体や企業のニーズとのマッチングを図る。

⑲ 地域との連携

- ・地域のニーズやシーズを生かす研究・共同事業に積極的に取り組むとともに、研究成果を地域へ還元する。
- ・自治体などが主催する各種委員会への参加、企業などによる研修への講師派遣等を通じ、地域の振興に積極的に参画する。
- ・地域に根ざした大学の存在感を高めるため、大学の施設を利用し、地域と連携したイベント等を企画・開催する。

IV 地域貢献、国際交流等に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会のニーズへの対応と成果の還元

⑳ 学び直し

- ・ 放送大学との単位互換制度を活用し、社会人の単位取得を支援する。
- ・ ニーズ調査を行い、学部で長期履修制度を導入する。〔目標 平成 27 年度から導入〕
- ・ 科目等履修生制度などの見直しによる社会人の学び直しを支援する。

㉑ 公開講座の充実

- ・ 受講者のニーズに合わせた多様な開催方法により、最新の研究成果等を判りやすく伝える公開講座や公開シンポジウムを充実する。

㉒ 大学院ビジネススクール等の革新

- ・ 経済界はもとより地域の声を広く聞き、地域にとっての経済学部、経済・経営学研究科のあり方を考える。
- ・ 経済学・経営学という学問に立脚して、社会のニーズに応える講義内容を工夫する。
- ・ 多様な教育プログラムを一層充実させるため、演習の開講数を増加させる。
- ・ 短期ビジネス講座では、大学が主催する講座という基本的立場と、グループワーク、グループディスカッションなど現場実践力を融合することに努める。

㉓ 地域経済研究所のアジアビジネス支援

- ・ 地域経済研究所評価委員会、同企画運営会議の意見や情報を聴取し、運営に適切に反映する。〔目標 評価委員会 3 回/年、企画運営会議 4 回/年〕
- ・ 県内企業との東アジアの現地調査を、商工会議所等と協力して実施する。〔目標 2 回/年〕
- ・ アジア進出意欲の高い経営者を対象とする啓発塾、東アジア経済の専門家によるアジア経済講座、アジア経済フォーラムを開講する。
〔目標 啓発塾 6 回/年、講座 2 回/年、フォーラム 6 回/年〕
- ・ 相談を受けた企業や現地調査参加企業等の状況をフォローし、進出や取引拡大につながる効果的な支援を行う。
- ・ 県内企業の経営改善に関する相談および支援を県内他機関と連携して実施するとともに、各種の具体的政策提言を行う。

②④ 県内志願者等の確保

- ・ 県内高校での開放講義の開催を増加する。〔目標 30回/年〕
- ・ 定員と地元受入れ枠の拡大を検討し、可能な学科から実施する。
- ・ 県内志願者の増加や専門教育に対応できる学生の確保等の面から、効果的な入試科目や配点について検討する。

(2) 地域社会との連携強化

②⑤ 高度な短期研修プログラムの展開

- ・ グローバル人材を育成するための講座を開設する。
- ・ 東アジアを中心に専門家を招聘し、積極的な国際交流を行う。
- ・ 他の専門機関の人的ネットワークを活用し、企業、産業界、行政からのニーズに応じて他機関の専門家も交えて短期間完結型の講座を実施する。

②⑥ 施設の地域社会への積極的開放

- ・ 学内の利用状況を踏まえ、大学の施設を積極的に地域社会に開放する。

2 国際交流等に関する目標を達成するための措置

②⑦ 学生の海外派遣の拡大

- ・ 欧米およびアジア等への短期留学（階層的に実施）を拡大する。〔目標 100人/年〕
- ・ 長期留学を拡大する。〔目標 10人/年〕
- ・ アジア各国の大学との学術交流協定を拡大する。

②⑧ 留学生の受入れ拡大

- ・ 交換留学先の拡大や交換留学生の受入れ枠の拡大等により、留学生の受入れを拡大する。〔目標 学生全体に占める留学生数 5%〕
- ・ 日本語授業やチューター制度の充実により、留学生に対する支援を強化する。
- ・ World Café の活用、外国人研究者による英語による特別講義や外国人客員教授や留学生との交流を通じ、日常的に外国語に親しむ環境を醸成する。
- ・ 帰国留学生とのネットワークを整備する。

②⑨ 留学生宿舎の整備

- ・ 大学の近隣に部屋を借り上げ、交換留学生に貸付し、交換留学生数の増加に合わせて増室する。

②⑩ 外国人研究者等の積極的受入れ

- ・ 海外の研究者、企業関係者、行政関係者等を客員教授や客員研究員として受け入れて、教育・研究活動はもとより、地域社会との連携を強化する。

V 情報発信に関する目標を達成するためとるべき措置

⑳ 全学的な広報体制の強化

- ・ 中期計画を踏まえ、広報プランを改定し、教職員が一体となった広報体制の確立を図り、全学的な広報活動の更なる強化を推進する。

㉑ 国際化の推進に対応した広報の充実

- ・ 外国語版ウェブサイト充実させ、海外に対して、大学の情報を積極的に発信する。
- ・ 海外からの留学生、研究者等と、帰国後も継続的な情報交流を行い、母国での本学のPRや海外情報の報告を実施する。

㉒ 志願者の確保に向けた広報活動の強化

- ・ 中期計画に係る主要施策を、県内外の高校等に対し積極的にPRし、大学の認知度を向上させ、志願者を安定的に確保する。

㉓ 教育・研究活動のPR強化

- ・ 教員の研究成果および教育活動をウェブサイト、地元メディア等に掲載してPRする。

VI 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

⑳ 法人の常勤職員の採用

- ・ 業務の継続性を考慮して、専門性が求められる職域の職員を、段階的に法人の常勤職員に転換する。

㉑ 大学改革の推進

- ・ 外部理事を増員し、大学改革をさらに進める。〔目標 2人増〕

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

㉒ 研究科の定員割れの解消

- ・ 研究科の定員の充足を目指して、以下のような取組みを実施する。

【共通】

- ・ 大学院生やポストドクターへの経済的支援策等を検討する。

【経済・経営学研究科】

- ・ 公開講座、フォーラム、ホームカミングデーなど、大学院の社会的認知度を高める取組みを一層充実させる。
- ・ 多様な教育プログラムを一層展開するため、演習の開講数を増加させる。
- ・ 海外を含めて入学試験のあり方を検討する。
- ・ 社会人のための夜間開講や土日開講を引き続き行う。

【生物資源学研究科・生物資源学専攻】（前期）

- ・ グローバル化に対応する仕組みの導入等、魅力あるカリキュラムの構築を図る。

【生物資源学研究科・海洋生物資源学専攻】

- ・ 在学部生および他大学（国内および交流協定を結んでいる国外の大学）の学部生に対して啓発運動を行う。
- ・ 推薦制度や TOEIC などの導入およびその他の入試制度の改善による、学内進学者、留学生や社会人および社会科学系学生の入学増加対策を検討する。

【看護福祉学研究科】

- ・ 質量両面における魅力的なカリキュラムを開発する。(社会福祉学専攻)
- ・ 大学院教育の新たな形態を検討する。(社会福祉学専攻)
- ・ 広報を兼ねた学術的活動や、学部既卒者への働きかけ強化など、戦略的に広報活動を展開する。
- ・ 定員充足の見通しがなければ、定員を削減する。(看護学専攻)

3 人事の活性化に関する目標を達成するための措置

(1) 優秀な教員の採用・育成

⑳ 優秀な教員の採用

- ・ 教員の採用は、理事長が、学長と協議の上、中期計画期間中の採用数、採用分野等についての全体的な方針を立て、これに基づき行う。必要に応じて、学外の専門家等からの意見や情報を聴取する。
- ・ 特定の教育・研究上のプロジェクトを担当する任期制の特命教員制度を設ける。

㉑ 教員評価の処遇への反映

- ・ 教員評価に関する新たな委員会を設置し、当該委員会において教員評価の研究費への反映の結果を検証するとともに、処遇への反映に適切な評価の項目や基準などを検討する。
- ・ 上記委員会の検討結果を踏まえ、処遇へ反映する教員評価制度の制度設計を行い、実施する。その制度設計に際しては授業・指導の工夫や努力などを適切に評価できる仕組みとする。〔目標 平成 27 年度から評価実施〕

VII 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な料金設定

④① 収入財源の確保

- ・ 施設利用料金の改定や減免措置の見直しを行い自己収入の増加に努める。

(2) 外部研究資金の獲得

④① 外部研究資金の獲得

- ・ 科学研究費等の競争資金への申請とその採択の状況を把握し、積極的な申請を促すなどして、採択件数と金額の増加に努める。
- ・ 共同研究費、受託研究費、奨学寄附金の積極的な獲得を促すなどして、件数と金額の増加に努める。
- ・ 外部資金獲得のための支援体制を強化する。

④② 国や県のプロジェクトへの応募

- ・ 国や県の教育・研究・学生支援の大型プロジェクトに応募し、資金を獲得する。

2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

④③ 効率的な大学運営

- ・ 業務の効率的な運営や光熱水費の削減、研究機器の共同利用等により、経費を抑制する。

④④ 省エネルギー対策の徹底

- ・ 施設設備の整備や改修時に省エネ対策を講じるほか、学部棟別にその特性を踏まえた光熱費等の削減数値目標を設定し、経費を抑制する。

VIII 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

④⑤ 効果的・効率的自己点検・評価の実施

- ・ 重点項目や基準値の設定により、効果的・効率的な自己点検・評価を確立し、その結果を公表する。また将来的に教員評価とリンクする方策を検討する。

④⑥ 自己点検・評価等の公表

- ・ 自己点検・評価、認証機関の評価および県大学評価委員会の評価の結果を、教育・研究活動や業務運営の改善に適切に反映し、その結果を速やかにホームページに掲載する。

④⑦ 中期計画の変更

- ・ 中期計画の各項目については、計画期間中であっても、状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

IX その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設・設備の整備および活用に関する目標を達成するための措置

④⑧ 施設等の整備と地域社会への積極的開放

- ・ 施設・設備の整備および保全に努めるとともに、大学の利用状況を踏まえながら、積極的に地域社会に開放していく。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

④⑨ 災害等の危機管理マニュアルの見直し

- ・ 県や市町の防災計画の改正等を踏まえ、大学の危機管理マニュアルを随時改訂するとともに、防災訓練の内容についても随時見直しを行う。

④⑩ 安全・衛生管理

- ・ 職員や学生の安全・衛生管理体制を適切に運営するとともに、疾病等に対する危機管理対策を徹底する。

④⑪ 人権侵害の防止・情報セキュリティの確保

- ・ セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントの防止、同和教育の充実等、人権侵害を防止するための具体策や情報セキュリティ対策を実施する。

X 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成 25 年度～平成 30 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
◆収入	20,700
運営費交付金	13,402
施設整備費等補助金	367
授業料、入学料および入学検定料収入	5,811
財産処分収入	0
雑収入	447
受託研究等研究収入および寄附金収入等	274
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	399
◆支出	20,700
教育研究経費	4,516
一般管理費	3,896
人件費	11,647
施設整備費	367
受託研究等研究経費および寄附金事業費等	274
長期借入金償還金	0

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 11,647 百万円を支出する（退職手当を除く。）。

（注 1）常勤教員の人件費については、平成 25 年度当初の人件費見積額を基準に平成 30 年度までの 5 年間で概ね毎年 0.5% ずつ削減するものとして試算している。

（注 2）退職手当については、公立大学法人福井県立大学が定める規程に基づき支給することとするが、運営費交付金として措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

〔運営費交付金の算定方法〕

運営費交付金＝標準運営費交付金＋特定運営費交付金

【標準運営費交付金】

法人運営における標準的な経費・収入を算定し、その財源不足を補うもの

- 平成 25 年度は、所要額を次のように算定

$$\text{標準運営費交付金} = \text{①} + \text{②} - \text{③}$$

①【人件費】

役職員に係る給料、報酬、諸手当、事業主負担等の人件費

②【運営費】

人件費以外の大学運営費、教務運営費等

③【自己収入】

外部研究資金を除く授業料、入学検定料、入学料等の収入

- 平成 25 年度から平成 30 年度までは、それぞれ前年度の標準運営費交付金の額の 0.5% を削減して算定

【特定運営費交付金】

標準運営費交付金で対応できない特定目的の経費

- 退職手当および特別研究経費、中期計画推進経費の所要額については、各事業年度の予算編成過程において算定される（上記運営費交付金の額には含まれていない。）。

2 収支計画（平成 25 年度～平成 30 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
◆費用の部	20,509
経常費用	20,509
業務費	16,286
教育研究経費	4,417
受託研究費等	221
役員人件費	425
教員人件費	8,993
職員人件費	2,230
一般管理費	2,673
財務費用	98
雑損	0
減価償却費	1,452
臨時損失	0
◆収入の部	20,509
経常収益	20,110
運営費交付金収益	12,460
施設整備費補助金収益	367
授業料収益	4,994
入学料収益	598
入学検定料収益	219
受託研究等収益	221
寄附金収益	53
財務収益	0
雑益	447
資産見返運営費交付金等戻入	528
資産見返補助金等戻入	144
資産見返寄附金戻入	60
資産見返物品受贈額戻入	19
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	399
総利益	0

3 資金計画（平成 25 年度～平成 30 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
◆資金支出	20,700
業務活動による支出	18,946
投資活動による支出	942
財務活動による支出	812
次期中期目標期間への繰越金	0
◆資金収入	20,700
業務活動による収入	19,934
運営費交付金による収入	13,402
授業料、入学料および入学検定料収入	5,811
受託研究等収入	221
寄附金収入	53
その他の収入	447
投資活動による収入	367
施設費による収入	367
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	399

X I 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

X II 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

X III 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上
- ・組織運営の改善
- ・施設および設備の改善

に充てる。

X IV その他

1 施設および設備に関する計画

施設および設備の整備内容	予定額（単位：百万円）	財源
施設および設備の大規模修繕	総額 367	施設整備費等補助金

(注) 金額については、見込みであり、各事業年度の施設整備費等補助金の具体的な額については、事業の実施状況等を勘案し各事業年度の予算編成過程等において決定される。また、老朽度合い等を勘案した施設および設備の修繕等が追加される場合がある。

2 積立金の使途

第1期中期計画期間中に生じた積立金は、

- ・教育研究の質の向上
- ・組織運営の改善
- ・施設および設備の改善

に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし